

1 日時 令和3年1月13日(水) 14時00分~15時40分

2 場所 十勝総合振興局 4C会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	小林 聖恵	帯広大谷短期大学准教授
副部会長	谷 昌幸	帯広畜産大学教授
特別委員	鈴木 恵子	鈴木徹建築設計室一級建築士
特別委員	富山 和也	北見工業大学准教授
特別委員	植松 秀訓	(一社)帯広観光コンベンション協会専務理事
特別委員	野田 敏	根室商工会議所専務理事

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	庄司 将己
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	西村日出人
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	沢田 拓希

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・「東武サウスヒルズ」(中標津町)の法第6条第2項(変更)の届出について
- ・「スーパーセンタートライアル帯広東店」(帯広市)の法附則第5条1項(変更)の届出について

6 議事要旨

- (1) 事務局から「東武サウスヒルズ」(中標津町)の法第6条第2項(変更)の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。委員から意見等は出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。
- (2) 事務局から「スーパーセンタートライアル帯広東店」(帯広市)の法附則第5条第1項(変更)の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。委員から意見等は出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な意見)

- ・本店舗は24時間営業であり、近隣住民から騒音に係る苦情等の発生した場合は対応策の検討とその徹底について十分な配慮が必要。
- ・直近住居壁際において「騒音規制法における夜間の規制基準値」を超える予測となっている地点付近の住民へ適宜騒音に関する苦情有無を確認した上で十分に配慮した運営が必要。
- ・駐車場について入庫待ち渋滞や出庫時の駐車場内での滞留、周辺交通に影響を及ぼすような路上駐車など生活環境保持に関する苦情が懸念されることから十分に配慮した運営が必要。
- ・駐輪場について利用実態を考慮した台数の充足と利便性に配慮した配置や管理に関する苦情の発生も懸念されることから、整備台数の増および設置位置について検討し、利便性に配慮した運営に努めることが必要。
- ・意見は述べないが、配慮を求めることが必要な事項について、十勝総合振興局長名による通知を行うことを確認

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり

別紙

答申 東武サウスヒルズ

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

中標津町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

別紙

答申 スーパーセンタートライアル帯広東店

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、夜間の音源ごとの最大値で、直近住居壁際において来客車ドアの開閉音が「騒音規制法における夜間の規制基準」を超える予測となっている。これに対して設置者は、当該地点付近の境界への防音壁の設置、夜間時間帯における駐車場の一部の利用を制限する対応を行っているほか、変更日前に当該地点の住民への個別訪問による説明を行い24時間営業に係る理解を得る対策を実施するなど一定の配慮がなされており、当該地点の住民からの意見や苦情の発生がないことから、注視は必要だが「周辺地域における生活環境の保持に著しい支障を及ぼす恐れがある」とまでは言いがたい。

また、それ以外の事項については、適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

帯広市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

ただし、今後、地域住民などから、駐車場について入庫待ち渋滞や出庫時の駐車場内での滞留、周辺交通に影響を及ぼすような路上駐車など生活環境保持に関する苦情や駐輪場について利用実態を考慮した台数の充足、利便性に配慮した配置や管理に関する苦情の発生も懸念されるため、十分に配慮した運営に努める必要がある。

以上の点を申し添える。